

審査基準（都市公園の占用の許可、占用の変更の許可）

処分の内容	都市公園の占用の許可、占用の変更の許可
根拠法令等	都市公園法
条項	第6条第1項、第3項
条文	<p>（都市公園の占用の許可）</p> <p>第6条</p> <p>都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p>
審査基準	<p>次の1～7の全てに該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公園の利用者に著しい支障を及ぼさないこと。 2 当該公園の敷地以外にこれに代わるべき適当な敷地がなく、かつ、必要やむを得ないと認められること。 3 都市公園法施行令第15条から第17条で定める技術的基準に適合すること。 4 公衆の都市公園の利用に著しい支障がないこと。 5 公園計画上又は公園管理上支障がないこと。 6 都市公園法第7条第1項第6号で定める仮設工作物による占用の場合、仮設工作物の設けられる場所以外の場所も独占して使用しようとするときは、その独占使用に係る部分も含めて、許可を受けるものとする。